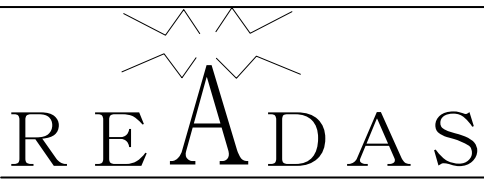


第 5016 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月 2日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 新設法人の消費税の納税義務

**Q**：このたび、弊社は100%子会社を設立しました。この子会社の消費税は、設立から2期間、免税になりますか？

**A**：親会社の課税売上高が関係してきます。

### 【解説】

平成26年4月1日以後に設立された新規設立法人で一定の法人については、以下の内容の事業者免税点制度の不適用制度が適用されています。

#### ①制度の概要

その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額が1,000万円未満の法人のうち、次のいずれにも該当するものについては、その法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

イ) その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者によりその新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者によりその新規設立法人が支配される一定の場合に該当すること

ロ) ①の要件に該当するかどうかの判定の基礎になった他の者及びその他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者のその新規設立法人のその事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること

したがって、親会社の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えている場合は、1期目から課税事業者になります。

